

平成18年度第19回定例会

八王子市教育委員会会議録

日時 平成19年2月7日(水)午後2時00分
場所 八王子市役所 9階 907会議室

第 19 回定例会議事日程

1 日 時 平成 19 年 2 月 7 日 (水) 午後 2 時 00 分

2 場 所 八王子市役所 9 階 907 会議室

3 会議に付すべき事件

第 1 第 46 号議案 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告について

第 2 第 47 号議案 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告について

第 3 第 48 号議案 八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則設定について

第 4 第 49 号議案 学校運営協議会を設置する学校の指定について

第 5 第 50 号議案 八王子市生涯学習審議会条例等並びに八王子市図書館条例等を改正する条例及び八王子市社会教育委員の設置に関する条例を廃止する条例の設定依頼について

第 6 第 51 号議案 八王子市生涯学習センター条例の全部を改正する条例及び八王子市公民館条例を廃止する条例の設定依頼について

4 報告事項

平成 19 年度予算内示について (教育総務課・生涯学習総務課)

その他報告

出席委員（4名）

委員長	（1番委員）	小田原	榮
委員	（3番委員）	川上	剋美
委員	（4番委員）	齋藤	健児
委員	（5番委員）	石川	和昭

欠席委員（1名）

委員	（2番委員）	細野	助博
----	--------	----	----

教育委員会事務局

教育長（再掲）	石川	和昭
学校教育部長	石垣	繁雄
学校教育部参事		
指導室長事務取扱 （教職員人事・指導担当）	岡本	昌己
教育総務課長	望月	正人
学校教育部主幹 （企画調整担当）	穂坂	敏明
施設整備課長	萩生田	孝
学事課長	小泉	和男
指導室統括指導主事	朴木	一史
生涯学習スポーツ部長	菊谷	文男
生涯学習スポーツ部参事 （図書館担当）	峯尾	常雄
生涯学習総務課長	米山	満明
スポーツ振興課長	小林	大三
学習支援課長	井坂	みどり
文化財課長	佐藤	広
生涯学習スポーツ部主幹 （体育館担当）	福田	隆一
生涯学習スポーツ部主幹 （図書館担当）	石井	里実

生涯学習スポーツ部主幹

(こども科学館担当)

学習支援課主査

学事課主査

教育総務課主査

森 文 男

森久保 義 雄

中 里 彰 程

山 本 信 男

事務局職員出席者

教育総務課主査

担 当 者

担 当 者

志 萱 龍一郎

後 藤 浩 之

石 川 暢 人

【午後2時00分開会】

小田原委員長　ただいまから定例会を始めたいと思いますけれども、本日の委員の出席は4名でございますので、有効に成立いたしました。

それでは、平成18年度第19回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は　4番　齋藤健児委員　を指名いたします。

なお、議事日程中、報告事項　平成19年度予算内示につきましては、いまだ内示の段階であるために、案件の性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の案件について進行いたします。

小田原委員長　日程第1、第46号議案　八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告について及び日程第2、第47号議案　八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告についての2議案については、相互に関連いたしますので一括議題に供します。

それでは、各案について指導室から説明願います。

岡本学校教育部参事　本議案は、本年2月1日に設置されたみなみ野君田小学校の人事に関するものですが、まず、第46号議案は本市立七国小学校二田孝校長に本年2月1日付でみなみ野君田小学校長を兼務させるため、また、第47号議案は本市立南大沢小学校中村裕子副校長を本年2月1日付でみなみ野君田小学校副校長に任命するとともに、その後の後任といたしまして、町田市立山崎小学校の井上央主幹を南大沢小学校副校長に任命するために、東京都教育委員会に内申を行うものであります。

教育委員会の議決を経るいとまがなかったため、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定により、それぞれにつきまして教育長において事務処理し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条第2項の規定に基づく内申を行ったものでございます。

事務処理について御報告するものでございます。以上です。

小田原委員長　指導室からの説明は終わりました。

何か各案につきまして御質疑ございますか。

校長、副校長の人事案件、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないようですので、お諮りいたします。

ただいまの第46号議案及び第47号議案の2議案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって、第46号議案及び第47号議案の2議案については、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 次に、日程第3、第48号議案 八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則設定についてを議題に供します。

本案について教育総務課から御説明願います。

望月教育総務課長 それでは、48号議案について御説明いたします。

本件につきましては、去る12月の第17回定例会において御協議いただいたところでございます。本日は、協議等を踏まえまして一部修正したものを議案として提出させていただいております。

また、前回の協議後、1月22日に都庁で東京都教育委員会と地方教育行政法に基づきます協議を行いまして、2月2日付で東京都から「異議なし」という回答がございました。議案関連資料の一番後ろの方にもついているかと思いますが、東京都からも「異議なし」ということで回答をいただいたところでございます。

本日の説明は、条文を一部修正したもの、それから、前回の定例会協議におきましても考え方の整理ということで宿題となっている部分、これらについて御説明いたしまして、御審議をいただきたいと思っております。

それでは、48号議案関連資料1と右肩にございますが、そちらの方をごらんいただきたいと思っております。

まず第2条でございますが、これは協議会の趣旨でございます。従前は設置趣旨というような意味合いが込もっていた文章になっておりましたが、文章自体が協議会が何をして何を目指すかというところでの文章でございました。したがって、そうした意味でいいますと、もとの案でございますと「一層地域に開かれ信頼される学校づくりを目指す」

というものは、もちろん協議会自体もそうしたことを目指していただきたいと思うんですが、より直接には教育委員会や学校が目指すべき文言ということになると思いますので、そうした点で、これについては「寄与するものとする」という表現に変えました。

あわせて、この条文が学校運営協議会自体が行うことについての規定ということをも明確にするためにも、「学校運営に関して協議するとともに」ということで、協議会の本来的役割についてもこちらの方で条文化したということでございます。

次に、第3条の指定でございます。これについては考え方を整理したということで説明をさせていただきたいと思いますが、法律の中で、指定の手續、指定の期間等について教育委員会の規則で定めるといふふうにされているところ、1項、2項において指定の手續について規定しているところですが、3項の指定の期間について、特に前回の協議のときにもいろいろ御議論いただいたところでございます。それを踏まえまして、こちらの資料のとおり整理したところでございます。

なお、この期間につきましては、次の3の第5条（任期）と相互に関連するものでございます。そうした点であわせて説明をしたいと思いますが、期間については、協議会の承認事項の第1番目に掲げております学校経営方針がございますが、この学校経営方針自体が、中期的目標の達成ということを学校経営方針で掲げるわけでございますが、それがおおむね4年程度の期間を目途としているということ。

それから、指定の期間を設けることで、要するに無期限化、あるいは期間を設定するかどうかという議論がございますが、指定の期間を設けることで、学校、それから協議会に同期間内での中期的目標の達成を目指した計画的・継続的取り組みを促すことがより可能になるのではないかということ。

それから、教育委員会も再指定、これは4年ということで規定しておりますけれども、4年を過ぎた段階で再指定するということに、その4年を通じた協議会活動全体を対象に総括・評価することになりまして、当該校の協議会活動の検証をそうした意味で制度的に確保するにつながるというふうに考えられるということだと考えております。

それから、任期との関連もでございます。任期も、例えば1年とした場合に、やはり1年では、学校運営について習得するといいましょうか、知識の点についても習得するというのはなかなか困難だと考えておりますし、3年以上では就任をするという際に負担感も予想されるということから、2年程度かなというふうに考えたところです。

2年と考えた場合に、指定期間の4年とあわせて考えますと、再任される場合、これは

学校指定と任期が同じにスタートするということを前提にしたものでございますけれども、2年を割った後にもう一回再任されるというときに、残りの2期目で指定期間後半の目標達成に向けての新たな意欲を喚起する契機とすることができるのではないかとということで、このように指定の期間を4年、それから委員の任期を2年というふうに整理したところでございます。

4番目の第9条（基本的な方針等の承認）について御説明いたします。修正箇所につきましては、第4号の「当該指定学校の配分予算の編成に関する基本方針」。協議のときには「予算の編成に関すること」というふうになっておりまして、これを修正したものでございます。理由については後ほど説明いたします。

これは、考え方を整理するということでも宿題がございました。法律では、この各号につきましては教育課程その他委員会規則で定める基本的な方針と規定されておりまして、それは教育委員会の方での裁量ということになるわけです。

のところでございますが、「教育目標及び学校経営方針」、これは第1号でございますが、最も重要な学校の運営の方針ということで、全文を承認していただくということで、こちらの方には「に関する基本方針」という文言は使わずに、そのまま「教育目標及び学校経営方針」というふうに行っているところでございます。

次に、 番でございます。これは第2号になりますけれども、「教育課程の編成に関する基本方針」。教育課程は、本市の規則では「教育の目標」「指導の重点」、それから「各学年各教科等の時間配当」「年間行事計画」というふうにされております。

以上のうち、全文を承認事項とした方がいいと思われるものが、お手元資料、恐れ入りますけれども、48号議案関連資料2というところがただいま御説明しました学校経営方針でございます。それから、48号議案関連資料3にございます、これが教育委員会に届け出る教育課程届けでありまして、第1表から第4表までございます。

このうち、1の「教育目標」については、第1号で重なっているところですので説明は省略させていただきますけれども、次の第2表、裏面をごらんいただきますと、これが「指導の重点」ということになります。これは教育課程に関する基本方針とも言えますので、これについても全文を承認事項とするということです。

3番目の「学校別授業日数及び授業時数の配当」のうち（1）年間授業日数配当表、これは学期自体の規定もでございます。下の備考のところ、1学期は4月1日から8月30日、2学期はということで学期の規定もでございます。それから、これ自体が、授業日が何

日かということをごここで定めることとなります。これについては基本的なことということで、これも承認事項にしたかどうかというふうに考えております。

それから次に、第4表の(1)の(2)各教科、道徳、特別活動、総合的な時間の年間授業時数配当表がございます。これにつきましては、指導室の方で教育課程の要領、それから事前相談会を2月に行うわけですが、実際に3月中旬ぐらいまでに教育課程の届け出を出すという中であっては、やはりこれは校長の方が基本的な方針を受けて、責任を持って編成するべきものだろうし、また、時間的にも非常に厳しい日程の中で、これについては直接承認事項にするのは不相当だろうというふうに考えているところでございます。

それから、最後に学校行事でございますが、これにつきましても、重要な事項についてだけ、基本方針的な部分について承認を学校運営協議会ですべきだろうというふうに考えているところでございます。

したがいまして、資料に戻りますと、以上のことから、この教育課程については基本方針ということで規則上は規定することが適当だろうというふうに考えたところでございます。

次に、組織編成でございますが、これは前回の説明のとおり校務分掌を、しかもこれは教職員の名前が入らないものでございますけれども、校務分掌を承認事項とするということが適当だろうと考えます。

それから、「配分予算の編成に関する基本方針」、これも資料についておりますけれども、前年度の秋ぐらいに予算要求書を出しますけれども、これをおおむね基本方針というふうにして承認事項とするというふうに考えております。

それから、「施設管理の基本方針」につきましても、基本的な事項を、特に重要な事項を承認事項とするというふうに考えております。

最後に、1号の経営方針というのが、実は2号の教育課程のある相当の部分と重なる部分がございます。そうした意味では、1号の経営方針で盛り込まれている場合は、当然ながら残りの取り組まれている部分についてはあえて別々に承認するものではないということで、その点については規則を施行後各学校には周知をしていきたいというふうに考えております。

なお、この規則についての説明は以上でございますが、ここで議決をいただいた場合には、公布の手続に入らせていただいて、次の49号議案の審議ができればというふうに思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

この件につきまして御質疑ございますか。

齋藤委員 単純に素朴な疑問なんですけれども、今の48号議案関連資料の3に学校名が入っているんですけれどもこれはいいんですか。

石川教育長 今年度、18年度の参考に載せたということです。

齋藤委員 私の記憶とメモの中で、先ほど望月課長がおっしゃったように、12月7日の懇談でこのことが一たん話し合われて、そのときに、ほかにもいろいろと質問が出ていたように私は記憶しているんですよ。今回事前に送っていただいた資料の中で見直しをいろいろとしているという説明文も読ませていただいたんですが、少なくとも私が質問した内容については全く触れられていないなという感じがするんですね。ですので、この場でまたあえて重なるかもしれませんが、よろしいですか。委員長。

小田原委員長 はい。

齋藤委員 ここに触れられていない内容なんですけれども、例えば細野先生も前にいろいろと発言なさっていて、一緒に私も御意見を言わせていただいたと思うんですけれども、第4条かな、学校長を委員の中にも含めるべきかどうかという問題についても結論が出なかったと私は思うんです。入れるべきだ、入れない方がいいという意見はあったと思うんですけれども、それについては検討すると言ったままになったというふうに私は記憶しているんですけれども、その点はどうでしょうか。

望月教育総務課長 懇談につきましては、事前の情報提供ですとか、勉強会ということで委員さんの方に自由に御発言いただいているところなんですけれども、あわせて、前回の定例会での協議も含めまして、そうしたことを受けまして、一応規則の案として校長を入れるということで出させていただいたところでございますけれども、趣旨としますと、これは他市と比較した場合なんですけれども、全国的にみて、事実上は京都市だけなんですけれども、校長が規則の中で設定されていないという市がございます。京都市の場合は規則でも校長が入っていないくて、実際にも学校運営協議会の委員にはなっていないというのが1つでございます。

それから、横浜市は、規則上は校長が入っておりませんが、その他必要と認めるということで、教育委員か校長を入れるという形をとっております。その他の全国的な状況では、校長がすべて委員の1人として、規則上の文言として規定されているというのが全国的な状況でございます。

これは全国状況なので、八王子市がそのまま当てはまるかということになりますけれども、本市におきましては、学校運営協議会を支えるための地域の教育力ということが、いろいろ地域の皆さん、それから保護者の皆さんにも御協力をいただいているところがございますけれども、学校長なしに学校運営に関して十分な議論をそこでしていただくということでは、まだそこまでは達してはいないだろうという判断の中で、一応規則としては校長というふうに入れさせていただいたということで、御議論の中でも若干あったかもしれませんが、その趣旨で規定をさせていただいたというところがございます。

小田原委員長 御意見を含めてどうぞ。

齋藤委員 やはりその後もよくこの文面を読ませていただいて、私なりによく読んで考えたんですけども、学校長とこの運営協議会との関係を想像したときに、どういう位置づけにあるんだろうなという形がするんですよ。やはりどうしても学校長を入れるということになっていくと、第10条に、この協議会は校長に対して意見を述べることができるという、ここと矛盾しませんか。何か私は、読んでいてどうもしっくりこないんですよ。

それで、今、横浜の例も出ましたけれども、私が非常に信頼できる仲間が、私自身がまだ調べたわけではないんですけども、長崎でも、愛知でも、やはり校長を含めていないという事例はあるようです。だから、ここはやっぱりほかの他市区でも議論のあるところなんじゃないかなとは思んですけども、どうしても矛盾点が出てくるような気がするんですよ。質問も含めて言わせていただくと、組織図的には校長とこの運営協議会とはどういう位置づけで考えられているんでしょうか。

小田原委員長 横の関係でしょう。縦ではないでしょう。

望月教育総務課長 そうですね。

小田原委員長 そもそも学校運営協議会というのが何なんだというところの考え方をどういうふうな立場で規定するかによって変わってくる話なんですよ。ただ、こういう形の学校というのは今までないですから、いろんなところでどっちにしても、校長が入る入らないというところだけではなくて問題点というのはあると思いますよ。この運営協議会が学校を運営する母体であるならば、校長も決めると。

ここが決めるという話になっていけば、校長は入れても入れなくてもいいという話になっていこうと思います。教育委員会が学校を設置して、そこに校長も教育委員会が任命して配置して、一方でこういう運営協議会があるということを考えたら、どういう形がベターかなという違いじゃないかなと思いますけれども、そういう説明があれば納得する

んじゃないですかね。

齋藤委員 当然この協議会の中に校長は同席すべきだと思いますよ。校長が抜けているということはあり得ないですよ。当然そこにいるべきだと思うんですが、委員なのかどうかということなんですよ。だから、その委員の中に入っていて、意見も言えて、そこで決定したことを校長に、いわゆる第10条に戻るわけですけれども、校長に意見を言うわけでしょう。それって何か話のつじつまが合わないような気がするんですけど。

小田原委員長 それは、例えば地教行法が変わって教育長が教育委員になった。保護者の代表もできるだけ入れろというふうな話に変わってきたということを考えると、ここを同じに合わせていけば、校長が委員になって入って、協議会が校長に意見を言うという形というのは、その教育委員会のあり方とほぼ同じというふうに考えていいんじゃないですか。

望月教育総務課長 これは基本的な考え方ということではなくて、例えば校長に関する事項について協議会でどういうふうな議事になるかということ、これは前回も御説明したかもしれませんが、第11条の4項で「議決事項に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない」と。これは議決だけのことを言っておりますけれども、当然校長に対する意見ですとか、これは教育委員会の中でも同じことになるかもしれませんが、その方については議決のときだけではなくて、当然審議のときにも必要によっては席を外すとかいう形にはなるかというふうに思います。

小田原委員長 それは校長には当てはまらないんじゃないの。なぜなら、協議する中身というのは、すべて校長に関して利害を有するんじゃないのですか。

望月教育総務課長 協議会が人事の意見、校長はこういう人をというときに校長がいたのでは、やっぱり校長自体は利害があるところだろうというふうに思いますけれども。

齋藤委員 私も第11条の4についてはそういう意味だというふうに読みましたけど。そのためにしているんだろうなと。

小田原委員長 それは利害なんですか。

石川教育長 校務上生ずることは利害じゃないんじゃないのかな。校長個人に関することというふうにとらえればいいんじゃないかなと思いますけど。

小田原委員長 そういうことだろうな。

齋藤委員 正直申し上げまして、私もいろんな方からの話を聞いてみると、校長は入っていた方がいいという意見を持つ方がたくさんいらっしゃるんですよ。だから、これは単純に私個人の感覚なんですよ。どうも読んでみると文章的にしっくりこない。校長もメ

ンバーに入っていないながら、10条のような規定があるのが少しひっかかるなという感覚だけなので、ここがこういうふうに分明におかしいということを言っているわけではないんですけども、小田原委員長や川上委員が、校長が入っていることについてこれでいいんだということであれば、私は別にそんなに強い意思でどうしても外せというような意見でもないんですが、どうも何かひっかかるんですね。

小田原委員長 僕は教育総務課長とは少し違う考えで、校長は入るべきだというふうに考えているんですよ。ということは、経営方針について、あるいは教育課程の編成の基本方針について、例の承認をこれがしなければできないということでしょう。そこに校長が入っていない。ただオブザーバーで説明役だけで入っているんだとしたら、これは校長はやってられないという話になっちゃう話なんですよ。そこで自分が一員として、そんなことを言うんだとしたら、そんなのはやってられませんよということはきちんと権限を持って、そこでの発言権も議決権も持って物を言わないと、これはやってられない話になるはずなんですよ。だから校長は入れるべきなんです。と私は思っていますけど、いかがですか。

齋藤委員 そうすると、委員長、第10条のところの「教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる」というところと矛盾は出ませんか。

小田原委員長 これは構わないんです。これは趣旨。

石川教育長 最終的にはこれは協議会ですから、そこに会長がいるわけですよ。だから、校長の意に反することを決定することができるわけですよね。そこに校長が入っているわけだけども、でも反対している校長に対して、最終的に協議会の決定なんだからということと言わなきゃいけない。そこで、やっぱり校長としてはこれをどうしても容認できなければ、最終的には校長権限でやらざるを得ないんですよ。そういうことを含んでいるのだろうというふうに思うんですけどね。

小田原委員長 趣旨のところ「寄与するものとする」というのをわざわざ入れたというのは、そこに意味があるわけでしょう。だから、これが絶対的権力を持って校長を動かすわけじゃないんだよね、こういう文面があったとしてもね。寄与しないものは、校長は拒否できるんですよ。

石川教育長 法規上は、やっぱり校長の権限、学校教育法で認められている管理監督について、それが優先するのだろうと思うんですよ。だけれども、校長はできるだけ協議会の意向に従う方向に行くのでしょけれども、でも、最終的には迷ったときに校長の判断が優先をされるということだろうと思いますけどね。

小田原委員長 学校運営協議会をどういうふうにかえるかといったときに、あくまでもこれは寄与するものなんだということなんだよね。そういう性格のものだと。この運営協議会が校長をも動かしていく、そういう権限をまだ持っているものではない。望月課長は、まだ八王子がという、そこまでというふうに言うけど、それはあまり言わない方がいい話なんだろうね。

齋藤委員 わかりました。

小田原委員長 そのほかいかがですか。

齋藤委員 ほかによろしいですか。今回提示された内容と違うところばかり指摘するようで申しわけないんですけども、やはり懇談のときにも私はいろいろと意見を言わせていただいたと思うんですが、第13条あたりの条文を読むと、ちゃんとした事務局の必要性というものを明記した方がいいんじゃないかという意見もそのときにさせていただいたと思うんですよね。

教育委員会に対して報告もしなければならない、また地域の人たちにもどんどん情報を公開していかなければならないわけですよね。それに対して事務局のことをもう少し詳しくきちんと決めておかなくて大丈夫ですか。この間の答えの中でも、それは学校の先生方をお願いするというような話が出ていた気がするんですが、それは少し心配だということで御意見を言わせていただいたと思っているんですけども。

望月教育総務課長 これは第15条で、協議会の運営に必要な事項を定めることができるということで規定しておりまして、恐らく各学校ではこの15条の規定に基づいて、例えば第六中学校の学校運営協議会の事務局は次のとおりですというふうな形で規定されているかと思えますけれども、今、各学校で実は設置に向けて準備をしているところなんですけれども、学校によっては、副校長、主幹が具体的な事務を担うということもあれば、協議会の委員が例えば広報担当というふうに、単に協議をするだけではなくて、実際の実務も担当するという学校もございまして、一概に決められないと考えております。協議会の委員といえども、運営そのものにも携わっていきたいという意向もあるということであれば、一概に決められないだろうなと思えます。

もう一つ、これは今、3校と教育委員会で連絡調整会議を開催しておりますけれども、どの程度の事務になるかことですが、会議録等については、基本的には要点筆記ということで、私どもの方で見本をお示しして、それほど負担のかからないように、例えばこの教育委員会の定例会のように、発言された内容がほとんど会議録として残るという形

ではなくて、要点筆記というふうな形で、教育委員会の事務局案としてお示ししているところであります。

既にそういう内容での準備委員会の会議の内容は要点筆記しているということでトレーニングしているところもございまして、そこについては今の3校の中から、特に協議会の事務局のために予算設定をすとか、あるいは負担が重いからというふうな意見は特にございませぬ。むしろそうした限られた予算の中で、そのできる範囲の中でやっていきましようということでございますので、事務の負担の問題、それから、ここで規定するか規定しないかという問題については、そういうふうを考えているというところでございます。

齋藤委員 具体的にもう1点教えていただきたいんですが、そうすると、今のお話ですと、委員のほかに副校長ですとか主幹の方が事務局をやる場合、その会議には当然出てこなきゃならないですよ。そこにいなきゃならないですよ。それはいいわけですね。つまり、協議委員でなくても、会議の中に事務局という形の人がいる。それは副校長でなくても一般の先生でもいいし、もっと言うならば、地域の方がそこに事務員として、協議会の中で決められた事務局の人間がいれば、一般の保護者のような方がその会議に出ていて聞いて、事務員としてそこにいるということもいいという形になるわけですね。

石川教育長 協議会が決めることになっています。

小田原委員長 15条のところに、事務局を置くならば事務局を置いて、その事務局はどういう人かということの規定すればいいわけだよ。これも考え方だと思いますけど。運営協議会がそれなりの働きをするのであるならば、自分たちのところが事務局はやるとい、そういう性格が本来だろうと思いますね。

この協議会は公開することになっているわけですが、そうすると、逐一報告しろというふうに言われたら厳しいところがありますよね。だけれども、今の課長の話で言うと、記録は要点筆記でいいんだという指導になっているわけですよ。では、逐一報告しろというふうに言われたらどうするんですか。事務的に無理でいいんですか。

石垣学校教育部長 どういう言い方で聞く方がいらっしゃるかという状況にもよるのかなと思いますけれども、ここはやはり事務的な部分での要点筆記。内容がわかればいいわけですから、そういう部分では私どもは最低限要点筆記。最低限という今申し上げ方をしましたけれども、基本的にはそういう考え方の中で要点筆記でいきたいということで、私ども教育委員会としては各学校と調整をしていきたいなと思っています。

望月教育総務課長 これは市の中のさまざまな審議会もそうなんですけれども、どうい

形で会議録を決めるかというのは、もちろん指針はございますけれども、その会議の中でどういう会議録をとるかということを決定していただいて、その限りにおいて公開請求に対して対応するということが基本になろうかと思えます。

ただ、それを公表するときにできるだけ詳しくというのは要望事項として受けとめることになろうかと思えますけれども、非常に形式的なことでもございますけれども、この15条で例えば会議録は要点筆記とするというふうに決めておくことで、公開請求に対してもその決定をもとに対応していただくということになろうかと思えます。

齋藤委員　もう1つの質問に絡んでくるんですけど、傍聴のことについて、12条の2項ですけれども、会議を傍聴する者は、あらかじめ会長に申し出なければならないという、この「あらかじめ」というのがどの程度なのか。つまり、傍聴に来る人というのはかなりの高い意識を持って来る方だと思うんですよ。八王子以外の他地区から来てもいいわけでしょう。そうすると、もしかすると、極端な話をすると東京都だとか、他府県からも見に来るかもしれないですよ。そういう方が見に来ると思うんですよ。

それに対してどういう形で、あらかじめ会長に申し出なければならないというのは、例えばその日に来て申し込んでも「あらかじめ」なのか。その辺りが文面的によくわからない。もし仮にそういう方が聞きに来たときにしっかり答えられるような議事録というのは、やっぱり請求される可能性があるなということをちょっと心配しているんです。

小田原委員長　「あらかじめ」だから、「あらかじめ」でいいんじゃないの。途中からの入場はお断りというだけの話ですよ。

望月教育総務課長　この教育委員会定例会も同じなんですけれども、同じように会議の前であれば、会議の運営上の問題はありますけれども、原則としてそういう対応をしていたらというふうに思っております。

小田原委員長　いつまでにという言い方ではなくて、「あらかじめ」と言っているだけの話で、会議の前というふうに読み取ればいい。私なんかはそういうふうに思っているんですが、それで一向に構わないと思うんですけど、それを「会議の前までに」というふうに改めた方がよければ、そうするか。これも「あらかじめ」がもし必要であれば、その規定の中でそれぞれの協議会の中で決めてくださいでいいんじゃないのかな。「あらかじめ」というのはその直前までということで、普通はそうやって考えていいんじゃないですか。

そのほかいかがですか。そういえば、前に協議をしたときに、齋藤委員が非常に心配だと言っていたのがもう1つありましたよね。

齋藤委員　それも校長先生のことがちょっと絡んでいながら、いろいろな心配の問題は少し思いましたけれども。あとは、そのときに発言させていただいたのは、一般教員もぜひ委員に入れるべきじゃないかとかというのは発言させていただきました。

小田原委員長　それだけでしたか。公開のこと、そのほかはいいですか。

さっき教育総務課長がお話ししていた承認の部分なんだけれども、9条ですね。その9条の中で、基本方針の中に全文承認をするという部分があるのと、ほかのところは基本方針に含めるんだという、そこはちょっとそういうふうに分けることは無理なんじゃないですか。この規則の条文の中でそこまでを含めちゃうわけでしょう。施行規則みたいな別の規則をつくるわけですか。それとも、例えば、通知文の中で拘束していくわけ。

望月教育総務課長　教育課程に関する基本方針というのは、改めて作成するということが可能かとは思いますが、例えばそれを定めるやり方と、それから、具体的にどういう内容を含なければいけないかといったときに、例えば指導の重点とか、年間の授業日数に相当する部分を盛り込んだ基本方針を作成していただくというようなことになろうかなと思います。これそのものになるかどうかは別としてになりますけれども、そういう意味で言うと、単刀直入に言うと、これをそのまま承認していただいた方が、この部分に関してはよろしいかと思えます。ただ、それらを総括的にに関する基本方針ということで、規則の文言上はそういうふうにさせていただいたということです。

小田原委員長　逆に言うと、例えば、考え方のところの 。教育課程の編成に関する基本方針で全文を承認事項とするものの、指導の重点から時間配当と授業日数を全文承認として、以下の事柄については基本方針の中に入れちゃうわけでしょう。

望月教育総務課長　そうですね。この配当時数と年間行事計画については、これについての基本的な考え方を作成していただいて。

小田原委員長　だから、教科の授業配当時数は基本方針の中に入れちゃって、各学年の時間配当は承認事項とするという、その区別する根拠というのかな、線切りのところの理屈は何かあるんですか。細か過ぎるからこっちはいいやという話だけでしょう。何で基本方針が全文承認というふうになっちゃうのかというのがわからない。

石川教育長　やっぱりこれはちょっと無理があるな。校長の編成権との絡みで、やっぱり「指導の重点」までかな。

小田原委員長　「指導の重点」だって、僕は入れなくていいと思うよ。基本方針にとめておいて、あとはそんなことを言わない方がいいと思う。

石川教育長 時間配当とか授業日数については教育課程の中の問題になってくるから、そこはやっぱり校長の権限で残しておかなきゃいけないんじゃないかな。

望月教育総務課長 1つだけ御議論をぜひいただきたいと思うのは、年間といいますか、1学期の単位と、その1学期の中で授業日数を何日にするかというところぐらいまではある程度早い段階で御議論をいただきたい。

小田原委員長 それは最低の部分が学習指導要領で決まっているわけでしょう。それで各学校の校長がこういうふうにしたくなったときに、ここの部分は承認事項で、この先は校長に任せるといっても、そのこの部分の切り方というのはあまり意味ないと思うんだよね。だって、学年を配当したら各教科の配当だって自然に決まっちゃうわけだから、その数時間の話の範囲だからね。

だって、2学期制と3学期制にしたときに、2学期制にして授業日数が本当にふえるかといったら、ふえてはいるんだけど、その使い方が3学期制の学校と比べ時間数の出入りがあるわけですよ。それは校長に任せているわけですよ。そこに特徴を持たせているわけだから、基本方針にとめておいて、細かいことは協議の中の議論に任せた方がいいんじゃないかな。全部承認しちゃうというんじゃなくて。室長、どうですか。

岡本学校教育部参事 事前に教育総務課長とも情報交換したんですけども、確かに教育課程の届け出の内容と重複している部分がある。教育目標とか指導の重点、各教科等の時間配当、あるいは授業日数の部分までは、例えば来年度に向けて協議会の中で協議を進める段階でもある程度できていなくちゃいけないことだろう。そういう意味でここに入れたらどうだろう。その後の細かい部分については、やはり次年度の学校体制とか教員組織の問題とかがありますので、その辺については基本方針の部分で承認という形で、細かい部分については校長先生の権限の中に属する内容じゃないかと。そういう形で、どちらかというと、時間の流れの中で決めていくという形で教育総務課長とは相談をして、ここに載せたという経緯がございます。以上でございます。

小田原委員長 経緯じゃなくて御意見を伺いたかったんだけど、例えば私なんか協議委員の1人になったとすれば、年間授業日数なんかはむしろどうでもいいんですよ。その年間行事計画、こっちの方を私は重く見る。それでもっと行事をやりましょうと。例えば学芸会と展覧会を今交互にやるような学校がふえていますよね。小学校6年のうちに3回しか音楽会だか学芸会に出られないわけ。そうじゃなくて、毎年やりましょうよと。幼稚園なんかは両方やっていますからね。

そうすると、授業日数は当然言わなくたってふえるに決まっているんですよ、と素人は思うわけです。だから、そういうのも中で言うことによって、あとはもう校長先生が考えてよというふうにした方がいいんじゃないかなというのが私の考えなんですけど、いかがですかね。どうですか。

岡本学校教育部参事 そのような方針にも十分に対応できるようにしていかななくてはいけないと思っておりますけれども、先ほど申し上げたような形での今回の条例の中に盛り込む盛り込み方として、そのように切り分けをして今回は提案しているということでございますので、委員長をはじめ皆さんの方から、より学校の具体的な姿に対して協議会が方針等も含めて承認なりをして、また協議をしていくという意味では、今のような考え方も重要だというふうに考えております。

齋藤委員 委員長のおっしゃることはもっともなのはわかるんですが、反面、やはり年間授業時数というのにこだわる協議委員というか、それができ上がってきたときに、いや、うちの学校はここは確保していこうよというようなところにこだわる協議会というのは当然あってもしかるべきなのかなという気はするんですよね。私個人的な意見は置いておいて、だから、やはりそれは協議会が年間授業時数のことについて協議するということは大切なことなんじゃないでしょうか。

小田原委員長 そうしたら、細かいことも含めて承認事項にしちゃって、教育課程の編成とやっちゃうべきなんですよ。ここまで言うのであれば。だから、性格が、この学校を活性化する、特色化を持たせる、そこに地域の方々の意見を反映させて、学校の特色化づくり、開かれた学校づくりとか、そういうところに寄与するわけだから、それが趣旨なんだから、承認するといったら寄与じゃないんじゃないの。学校をがんじがらめにしちゃうのがこの組織だというふうになるんですよ。僕は、それだったらいいですよ。将来そういうふうになるだろうと思いますよ。

だから、教育委員会も要りませんとなるんですよ。そういうときだったらいいけれども、ここはまだそうじゃなくて、何をするにも教育委員会が絶対的権限を持っているんだから。そこで校長にまた権限を与えているわけだから、そうしたら、ここの寄与する部分においてすべてを承認するとやったら、ちょっと性格が違ってきちゃうんじゃないの。

石川教育長 学校を経営する者としては非常に窮屈ですよ。

小田原委員長 おれは一体何なんだと校長に言われたら、困るんじゃないかな。

石川教育長 まさに基本方針の部分を皆さんが了解していくのがやっぱり筋でしょうね。

小田原委員長 授業時数はできるだけ多くといったときに、最大これしかありませんと、そういう話で校長が言っていく話じゃないかな。

石川教育長 だから、基本方針として、授業標準時数よりもこの学校はふやしていきましようとか、そういうことならいいと思うんだけども、時数まではっきりさせるというのは、ちょっとやっぱりやり過ぎじゃないかなというふうに思いますね。それはやっぱり学校の実態をよく一番知っている、子どもの実態を一番よく知っているのは学校側ですからね。

齋藤委員 私もちっと誤解があったかもしれませんが、今、教育長がおっしゃるとおり、そういう発言が自由にできればいいと思います。

小田原委員長 それは発言を封ずるわけじゃない。発言はできるわけだから。

齋藤委員 もう少しふやしたいとか、逆に減らしたいとか、年間行事をもっとふやすとかというようなところを自由に発言していくという形ですね。

川上委員 当然運営協議会というものの中身のことは今の議論のようなことだと思うんですよね。でも、そもそも、この運営協議会を置く意味というのは何なんでしょうか。それは、子どもたちがよりよくなってほしいというところに置くんじゃないかと。だったら、授業時数のことだけじゃないんですよ。児童、生徒がよりよくなってほしい。それはみんな一緒だと思うんですね。

ですから、それをよりよくできるために、これは規則だからここで議論もしなくちゃいけないのかと思いますけれども、授業時数とか表にあらわれてくるものじゃないところでの数字ですとか、表に出てくる数字、それから行事の回数とか、そういうことはその次だから、ちょっと何かずれていっちゃっているような気がしているんです。

ですから、そこにいらっしゃる方は、皆さんそういう気持ちで御協力いただけることだと思うし、だから、校長先生もそうですし、協議委員の皆さんもそうだと思うので、私たちがここで細かいことを一つ一つについてというのはどうなのか思うんです。だから、あんまり細かく決めない方がいいように思います。

小田原委員長 この資料の内容は、そこまでも決めようとしているわけですよ。

川上委員 ですから、その本質というものを、要するにこれを置く目的はよく考えなきゃいけない。何のために置くのか。それは、子どもたちのためですよ。ですから、そのためであるのに、なんだか逆になってしまうような気がしますけども。

小田原委員長 原案の規則はそこまで細かいことまで言っていませんので、この規則の条

文、文言はこれでいいと思いますよ。ですが、添付資料にある考え方の部分までは言わない方がいいだろうと意見を申し上げたので。

川上委員 先ほどの委員長のおっしゃいました、9条の1項ですけれども、学校経営の方針とそこで決めているのは、これは基本方針にということにするんですか。

小田原委員長 この条文の文言は変わらないです。だから、1のところの方針の方向ぐらいいなだろうけど、これは背骨の部分だからこれでいいのかな。承認事項としてもいいかもしれない。

望月教育総務課長 これは、添付の説明資料の記述の仕方がちょっと問題があったかもしれませんが、いずれにしろ、規則で基本方針というふうにした場合、どういうふうなものなのかということである程度実際に御議論をいただいて、規則の文言上は基本方針ということによって変わらないと思っておりますけれども、それを受けて具体的にどのようなものを学校の方で協議していただくかということでは、きょうの御議論を踏まえまして、また教育長からの通知というふうな形で、委員の先生方にも御相談しながら詰めていきたいというふうに思います。

小田原委員長 そのほかいかがですか。よろしいですか。

齋藤委員 確認で。やはりモデル校としてスタートしていくわけで、極めて具体的に言うと最初のこれがルールブックになっていくわけで、やはり最初はいろいろとまた変更等が出てくると思いますから、そこら辺は少し柔軟にまたいろんな問題が出てきたときにはいろんなものが随時変えられるような、まずそんなところからスタートというような判断でよろしいのでしょうか。

小田原委員長 これは考え方なんだけど、私なんかは、制度というのは最善のものがここにあると思っているわけ。最善のものがここに提起されている。今の時点で最善なものだと。ところが、出ちゃったら、すぐ見直しが求められるものだとは思っているんですよ。制度というのはそういうものだ。そういうことでよろしいですか。

ほかに御質問、御意見、よろしいですか。

では、文言についての修正意見等はございませんでしたので、第48号議案につきましては、このように決定するというに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。それでは、48号議案についてこのように決定することにしました。

続いて、第49号議案についてであります。本案は、ただいま議決された八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則に基づく指定となりますので、この規則を公布した後、審議したいというふうに思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それでは、事務局はただいまの規則について公布の事務手続をお願いいたします。

その規則が公布されるまでは暫時休憩ということで、よろしく申し上げます。

【午後2時59分休憩】

【午後3時08分再開】

小田原委員長 それでは、ただいま事務局において48号議案の決定された部分が公布されましたので、休憩前に引き続き再開いたします。

小田原委員長 日程第4、第49号議案 学校運営協議会を設置する学校の指定についてを議題に供します。

本案について教育総務課から説明願います。

望月教育総務課長 それでは、49号議案について御説明します。

平成19年4月1日付で記載の3校を指定しようとするものでございますが、これは平成18年11月22日の協議において内定した学校でございます。またあわせて第48号議案で説明いたしましたが、東京都教育委員会の協議の中でも3校の指定についての同意が得られたということで、改めて本日御決定いただきたいというものでございます。

3校におきましては、それぞれ準備委員会が立ち上がりまして、設置に向けた準備がなされているところでございます。本日の決定を受けまして、教育長から学校に対してこの指定をしたという通知を行う予定でございます。あわせて、今後、協議会委員の人選、それから決定を教育長において行う予定でございます。その際、委員の任命の決定については、決まり次第、この定例会の方にも報告する予定でございます。

説明は以上でございます。

小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

本案について御質疑ございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 念のために、東京都に協議する必要性はあるんですか。

望月教育総務課長 法律で決まっております。

小田原委員長 東京都教育委員会と協議するか。

石川教育長 結局人事が絡んでくるものですから、それでそうなっています。

小田原委員長 協議するとなっているんですね。東京都との協議も調べているということで、では特に御異議ないようでございますので、お諮りいたします。

第49号議案については、御説明のとおり、ここに提起されたとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって、第49号議案についてはこのように決定することにいたしました。

小田原委員長 次に、日程第5、第50号議案 八王子市生涯学習審議会条例等並びに八王子市図書館条例等の一部を改正する条例及び八王子市社会教育委員の設置に関する条例を廃止する条例の設定依頼について、及び日程第6、第51号議案 八王子市生涯学習センター条例の全部を改正する条例及び八王子市公民館条例を廃止する条例の設定依頼についての2議案は、公民館条例の廃止についてとともに関連いたしますので、一括審議し、採択はおのの行うことにいたしたいと思っております。

各案について生涯学習スポーツ部から説明願います。

米山生涯学習総務課長 それでは、第50号議案 八王子市生涯学習審議会条例等並びに八王子市図書館条例等の一部を改正する条例及び八王子市社会教育委員の設置に関する条例を廃止する条例の設定依頼について、下記のとおり市長に依頼するものです。

1の(1)の制定する条例ですが、アの生涯学習審議会条例、イの八王子市スポーツ振興審議会条例、ウの八王子市博物館協議会条例の3つになります。条例の内容については後で御説明いたします。

(2)の改正する条例は、アの八王子市図書館条例第3条(図書館協議会)の規定の削除、イの八王子市こども科学館条例第12条(運営協議会)、ウの八王子市郷土資料館条例第9条(運営協議会)、エの八王子市体育館条例第14条(運営協議会)の規定の削除まで、4つの条例になります。

次ページをごらんください。(3)の廃止する条例は、アの八王子市社会教育委員の設置に関する条例、イの八王子市公民館条例の2つになります。

2の制定、あるいは改正・廃止の理由ですが、社会や経済等の変化により、新たな時代に対応した役割が現在求められております。そのため、既存の審議会、協議会等を「生涯学習の推進」「生涯スポーツの推進」「文化の保存・継承」の3大目標に対応した審議会、協議会に再構築するものです。

この内容については、お手元の50号議案関連資料の8ページ、一番後ろから1ページ前になります。中段の図をごらんください。「生涯学習の推進」というところでは、社会教育委員会議、公民館運営審議会、図書館協議会を統合し、生涯学習審議会として条例設定し、社会教育を含めた生涯学習を広い視点で考えていくための審議会とする予定です。また、行政と一体となり、施策を推進する学習支援委員を規則で設定していく予定であります。

次に、中段になりますけれども、生涯スポーツの推進ですが、スポーツ振興基本計画及び体育館運営協議会の継承を含め、スポーツ振興審議会条例を設定し、広くスポーツの振興・育成・評価等をする審議会とします。

次に、文化の保存・継承ですが、郷土資料館運営協議会とこども科学館運営協議会を統合し、博物館協議会として条例設定するものです。

その裏面をごらんください。9ページになります。今回の条例設定による学習から文化までの審議会、協議会、あるいは委員の職務とその関係図になります。

それでは、ページが打ってあると思いますが、50号関連資料の1ページに戻っていただきたいと思います。ページによると4枚目ぐらいになるとは思いますけれども、別紙1、2、3の次になります。

関連資料の1ページ、先ほど説明した改正する条例の新旧対照表になります。まず、関連資料の1ページ目は、旧八王子市図書館条例第3条を削除する内容が右側に載っております。続いて2ページ目になりますけれども、2ページ目が、旧八王子市こども科学館条例の12条が削除する内容になります。続いて3ページ目は、八王子市郷土資料館条例第9条になります。それから、4ページが体育館条例の第14条。5から6ページは、廃止する条例の八王子市社会教育委員の条例になります。

それでは、また戻っていただきまして、2枚目、別紙1になります。八王子市生涯学習審議会条例(案)について御説明申し上げます。

第1条の設置ですが、生涯学習の振興を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、八王子市教育委員会の附属機関として八王子市生涯学習審議会を設置します。

第2条では所掌事項として、(1)の生涯学習に関する諸計画の立案に関することから、(4)の前3号に掲げるもののほか、生涯学習振興に関することまでとなります。

第3条では組織、第4条では会長及び副会長、第5条では会議、第6条では部会、この部会については、社会教育会議、公民館運営審議会、図書館協議会の所掌事項の継承と新たな役割を専門的に検討する部会を考えております。

第7条では意見聴取、第8条で庶務、最後に第9条に委任の規定をしております。なお、この条例の施行は本年の7月1日となります。

引き続き、八王子市スポーツ振興審議会条例(案)については、小林スポーツ振興課長から御説明いたします。

小林スポーツ振興課長　それでは、スポーツ振興課より、八王子市スポーツ振興審議会条例(案)について御説明申し上げます。

別紙2をごらんください。第1条で、スポーツの振興を図るため、スポーツ振興法第18条第2項の規定に基づき、八王子市教育委員会の附属機関として八王子市スポーツ振興審議会を設置します。

第2条の所掌事項としては、(1)のスポーツの施設及び設備に関すること。以下(5)までとなります。第3条では組織、第4条では会長及び副会長、第5条では会議、第6条では意見聴取、第7条では庶務、第8条では委任を規定しております。

条例の施行は本年の7月1日となります。

説明は以上です。

米山生涯学習総務課長　続きまして、八王子市博物館協議会条例については、文化財課佐藤課長からお願いします。

佐藤文化財課長　それでは、博物館協議会条例(案)について御説明申し上げます。

私の所掌するところは「文化の保存・継承」の分野です。別紙3をごらんください。改正の前提としましては、文部科学省で公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準、あるいは日本博物館協会で博物館の望ましい姿が平成15年に出ております。

また、八王子市としては、平成15年4月に市長決裁で審議会等の適正なあり方に関する指針が出ております。また、行財政改革プランの中で審議会のあり方検討というのがございまして、また、こども科学館の運営協議会に関しましては、包括外部監査での指摘も平成17年度に行われております。そういったことを踏まえて、八王子市博物館協議会条例(案)を設定しております。

それでは、具体的に条例（案）を説明していきます。第1条の設置ですが、従来の運営協議会に関しましては、郷土資料館の条例では博物館法をベースとしたものでしたけれども、今度は教育委員会独自の附属機関として八王子市博物館協議会を設置という形になります。

所掌事項第2条ですが、これは従来のものと、こども科学館、郷土資料館とも運営に関する基本的事項を協議するわけでしたが、今度の所掌事項としましては、八王子市こども科学館と郷土資料館の管理運営に関する事、施策及び経営に関する事、事業の振興に関する事ということで、対象分野が広まった形に設定しております。

それから、組織に関しましては、従来では委員をこども科学館、郷土資料館合わせると22名という形でしたが、今度は1つに統合して委員を10人以内としております。また、任期に関しましては2年であったものを3年と設定しております。

それから、会長及び副会長、あるいは会議のところはほぼ従来と似たような形になっております。ただ、新たにですが、第6条のところ意見聴取ということで、今日の社会動向をかんがみ、調査、あるいは意見を聞く形で意見聴取を設定しております。

博物館協議会条例に関しては以上です。

米山生涯学習総務課長　それでは、引き続いて51号議案になりますが、これについては先ほど御説明した八王子市公民館条例の廃止ということで、委員会、審議会とも相互に絡みますので、その辺を含めて井坂学習支援課長の方から御説明いたします。

井坂学習支援課長　それでは、第51号議案の八王子市生涯学習センター条例の全部を改正する条例及び八王子市公民館条例を廃止する条例の設定を市長に依頼するため、お諮りするものでございます。

廃止する公民館条例でございますが、全部改正する生涯学習センター条例に公民館機能を併設する内容を設定いたしたいと考えております。

内容については、主査の方から説明させていただきます。

森久保学習支援課主査　それでは、本議案の具体的な内容について説明させていただきます。

まず改正・廃止の理由としましては、社会教育法の公民館の設置及び運営に関する基準が平成15年6月に全部改正され、学習機会や学習情報の提供及び学習相談などに努めることとされ、生涯学習の目指す理念・目標と同一となった。これを受けて市民にわかりやすく、利用しやすい施設にするため両施設の一元化を図り、あわせて利用方法の変更を行

おうとするものであります。

また、その背景といたしましては、平成15年度の既存施設の活用検討会の報告や、平成16年度の定期監査において指摘されたとおり、時代の変化とともに公民館の求められている役割は、学習機会の提供や学習情報の提供など市民の自主活動を支援するものになってきております。さらに、2007年から団塊の世代が大量退職をするため、新たな地域活動のきっかけづくりの場の提供が求められているところであります。

なお、本改正条例の施行期日は、利用市民への周知期間及び予約システムの変更等の時間を確保するため、7月1日を予定してございます。

それでは、続きまして、八王子市生涯学習センター条例の全部改正について、第51号議案関連資料としてお配りしております新旧対照表をお出しいただきたいと思います。新旧対照表に沿って説明いたしたいと思います。

まず、右側の旧条例に対して改正となる部分は左側の新条例で、太字で示した部分が改正となる部分でございます。

まず、旧条例にありました改正履歴につきましては、全部改正のため削除となる予定でございます。

まず、第1条（設置）につきましては、これは旧条例と何ら変わることはありません。そのまま続行いたします。

第2条の位置につきましては、ここにあるとおり、これを（種別、名称等）と変更いたします。これは分館を設定するためであります。「第2条 センターの種別、名称及び位置は、次のとおりとする」ということで、本館は八王子市生涯学習センター、八王子市東町5番6号、分館としまして八王子市生涯学習センター南大沢分館、同南大沢二丁目27番地、八王子市生涯学習センター川口分館、同川口町3838番地となります。

次に、第3条（管理）と第4条（事業）が新たに加えられる条文でございます。これは旧生涯学習センター条例にはなかった部分ということになります。第3条（管理）「センターは、八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する」となります。

また、第4条につきましては事業を規定しております。「センターは、次の事業を行う」。「（1）生涯学習活動の支援に関すること」「（2）生涯学習情報の収集及び提供並びに相談に関すること」「（3）社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する公民館の事業に関すること」、この部分が旧公民館の事業を規定して、公民館の機能を担保する内容となっております。次に、「（4）センターの施設の使用に関するこ

と」、次のページになりまして、「(5)前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事業」といたしまして、以上が新たに加わるものでございます。

この2条が加わったために、それに従いまして、9条に比べまして2条ずつ、例えば3条が5条というふうに条文がずれてまいります。

次に、新第5条から第15条までの各条文ですが、この中には、「市規則」とあったものを「教育委員会規則」に、また、「市長」とあったものを「教育委員会」に改めます。また、7条及び13条に「センターに附属する器具等」とあったものにつきましては、「設備及び」を加えまして、「設備及び器具等」といたしました。

そのほか、内容には変わりはありません。また、旧公民館条例においてもほぼ同内容の条文が規定されておりましたので、申し添えます。

なお、旧公民館条例の第15条には職員及び館長の職務に関する項目がございましたが、改正条例の第4条で事業に関する項目を明文化しておりますので、この部分についてはなくしております。

次に3ページ、下段の附則になりますが、改正前の附則は全部削除となり、次ページの附則が加わることとなります。次ページ、4ページの左側の頭になりますが、「この条例は、平成19年7月1日から施行する」「2 この条例の施行に伴い、八王子市公民館条例を廃止する」とございます。

次に、旧生涯学習センターの第5条関係の別表、右側にございますが、これにつきましては、改正に伴いまして全部削除という形になります。そのかわりに新たに旧中央公民館部分の学習室等が加わった内容で、4ページから7ページにかけての別表となります。区分、金額等の内容については旧条例と変わりございません。

次に、7ページの下段、備考の1でございますが、ここでは、公民館にあった料理講習室及び試食コーナーの午前の利用時間が、試食時間をとるために他の部屋と異なっておりまして、午後1時までとなっておりますものを本条例に加えたということでございます。

次は8ページをお願いいたします。8ページの左側、備考の4になりますが、時間延長料金につきましては、多目的ホールのみに限定することにいたしましたので、「多目的ホールにおいて」という部分が加わっております。

次に8ページ、中段からの太字の別表ですが、以下は旧公民館条例にあった南大沢、川口公民館をそれぞれ本館条例の分館といたすため、内容的には旧公民館条例と変わりありませんが、本条例中に加えたものであります。

最後に、条例施行規則についてですが、生涯学習センター条例の全部改正及び公民館条例の廃止に伴い、現行の生涯学習センター条例施行規則及び公民館条例施行規則については廃止いたしまして、条例の全部改正の施行時期の平成19年7月に合わせて、生涯学習センター条例施行規則を教育委員会の規則として制定する予定でございます。

以上で説明を終わります。

小田原委員長　生涯学習スポーツ部からの御説明は終わりました。

本件について何か御質疑ございませんか。

齋藤委員　前回のときにも資料をいただいて、いろいろと読ませていただいたんですが、これはほとんど条例の細かいところですから、川上委員がいつも言われるように、細かいところはどこがどうと言いだしたら切りがないところで、正直言います、細かいところまではなかなかわからないところもあるんですが、ざっと読みますと、本当に昭和20何年とかからある条例など、中にはそういうものが書いてあるんですね。つまり、50年ぶりぐらいに直すもの、手を加えるものも出てくるわけでしょう。言うなれば大改革ですよ。

それで、これから7月1日までにこれが実施されて、委員の選出などがこれからそのあたりに入ってくると思うんですけども、そのあたりの大改革に臨むというような、細かいところはともかくとして、今まで長い間役職を受けていらっしゃる方なんかもいますよね。毎度そのあたりがちょっと心配にはなるんですけども、現状はどうか。

米山生涯学習総務課長　この条例の改正に当たって、一昨年の10月あたりから生涯学習スポーツ部では議論を始めまして、昨年の4月に、この各委員会にはこういう考え方があるという形の中で意見聴取をしました。ここでまた説明に入っています。今までの御意見の中で、今までやってきた実績、あるいはそういう部分をどう考えるのかという御意見はいただいている部分もございます。そういうところをもう少し聞きながら、新たな委員会、審議会ができた段階では、やはり生かすところは生かすという形で説明に入っています。

当然今までやってきたものを否定するわけではございません。ただ、時代に即応した考え方とか役割、あるいは今まで調べた中では、公民館、図書館、あるいはそういった中で新たな役割という形の中であるべき姿論が結構国で議論されて、その部分を調べまして、やはり少し方針というか、視点を少し変える必要があるという部分もございまして、その辺を総合的に判断して今回のこういう形で、今委員さんがおっしゃられたように、これから、条例改正をした後が、規則設定もしますし、かなり大変だと私どもは思っています。

まずこれが第一歩ととらえております。

齋藤委員 1点、細かい文言のところまではいいとしても、常々よく思っている疑問のところを、せっかくこういう改正のところですから、改めてちょっとお伺いさせていただきたいんですけども、例えば今回の51号議案なんかを見てみますと、わざわざ教育委員会が管理するとかという、教育委員会という言葉がここに出てくるんです。

よく疑問に思うんですけども、教育委員会とはどこを指しているのでしょうか。例えば市役所の中のどこを見ても、教育委員会というところはないわけですよね。事務局じゃないですか。つまり、この定例会が教育委員会という判断でいいんですね。ここが管理するんですか。

小田原委員長 だけど、わかりませんよ。例えば東京都なんかは、スポーツの方も生涯学習部に移しちゃっているんですよね。

米山生涯学習総務課長 あとは補助執行とか委任という形がございますので、その辺のところは東京都は、スポーツの関係は特に教育委員会が関与しなくても法的には問題ございませんので、社会教育法に絡む施設については教育委員会という形になっていますけれども、スポーツ施設は該当外なんですね。その辺のところは、基本的には教育委員会がもう少し私どもとしてはきちっとした姿勢を見せていくというのが、今回の51号議案なんかはその部分だと思います。

望月教育総務課長 この件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条というところで教育委員会の職務権限が規定されていまして、その中で同じ30条で教育委員会が管理すべき社会教育施設が列挙されています。学校、図書館、博物館、その他ということがありますけれども、これらについては条例の中で明示的に教育委員会が管理というふうに規定しなくてもいいんですけども、例えば生涯学習センター、そういったものについては管理について明確に規定しておくことで、どちらの管理かということとを明らかにしようという意図はあるかと思えます。したがって、体育館についても同じように教育委員会が管理するというところで、地教行法の30条には規定外の施設ということから、そのような規定の仕方をしておるというふうに考えております。

齋藤委員 つまり、51号議案なんかは特にそうなんですけれども、今まで市長だとか、なかったところをあえて八王子市教育委員会が管理するところを、あえて明記したんだなというようなところは、何が理由なんだろうなということを私なりに考えてみたんですけど、それがちょっとわからない。

井坂学習支援課長 現状ですが、八王子市生涯学習センターの了承、承認については市長の権限のところですので、市長名で出すということになっております。今回一元化に当たっては、利用者に対してわかりやすいというところで、管理を明記することで、その承認についても教育委員会で見せるというところで明記したところがございます。

小田原委員長 明記というか、市長が教育委員会に変わっただけじゃないの。

井坂学習支援課長 今までは、生涯学習センターについては市長からの事務委任を受けて事務を行っていたというところで、実際に権限については市長というところでやっておりました。今回は一元化のところでは一本化することによって、それが公民館の部分と生涯学習センターの部分が同一になりますので、よりわかりやすくなるというところだと思います。

小田原委員長 この話は平成15年から指摘されている話で、国の方が先にどんどん進んでいて、対応が非常に難しいところだから、現場としては今になってしまったと。だから、齋藤委員は僕は褒めているとは思わない、嫌みを言っているなというふうに私は聞くんだけど、岩盤に穴をあけるところまでいったのかどうかというのは、そういう改革をしているとは思っては私はいないんですよ。まだまだひっくり返す余地がいっぱいあるんじゃないかと私は思っているんですよ。だから、それを教育委員会の範疇にするのか、どうするかというところを含めて考える問題だろうというふうに思っています。

そのほか何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それでは、50号議案についてまずお諮りいたします。

御説明のあったとおり、この50号議案について決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 では、御異議ないものと認めます。よって、第50号議案についてはそのように決定することにいたしました。

続いて、第51号議案につきましては、ただいま御報告、御説明のあったとおりに決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって、第51号議案についてはそのように決定することにいたしました。

今後ともよろしく改革に向けてお励みいただきたいと思います。

小田原委員長　それでは、事務局から何か報告することがございますか。

石垣学校教育部長　学事課から報告がございますので、よろしくお願ひいたします。

小田原委員長　それでは、学事から御報告願ひます。

小泉学事課長　先日終わりました18年度八王子市立小中学校合同作品展の開催について、結果報告を主査の方から説明いたします。よろしくお願ひします。

中里学事課主査　それでは、先日終わりました小中合同作品展、おおるり展と申しますけれども、その報告をさせていただきます。

お手元の方に資料があると思ひますけれども、主催等が八王子市小学校教育研究会、八王子市立中学校教育研究協議会、小中校長会等による主催でございます。後援につきましては八王子市、八王子市教育委員会、そごう等が後援をしております、協賛として日本通運株式会社の方で協賛をいただいております。そごうにつきましては会場提供、あるいはその他もろもろの物品等の借用、日本通運につきましては、作品の運搬等を全面的に協力をしてやっけていただいているところでございます。

内容でございますけれども、開催期間が平成19年1月17日水曜日から22日の月曜日まででございます。開催時間は10時から午後8時まで、最終日が午後5時までということで開催をさせていただきました。

出品校でございますけれども、小学校69校、高尾山学園を含めまして、全校が参加を今回はさせていただきます。

それで、部でございますけれども、書写部が28校、平成17年度が21校でございました。図工にしましては66校、同じく昨年度が61校でございます。家庭科につきましては27校、昨年度は25校でございますので、書写部、図工部、家庭科部ともに全部ふえているという状況になっております。

中学校につきましては、高尾山学園中学部を含めまして、あるいは第五中学校夜間学級も含めて38校、すべての中学校が参加をしているところでございます。

作品数でございますけれども、小学校が書写が約500点、図工が2,500点、家庭科が約1,000点、中学校の美術は2,000点、合計約6,000点もの作品が展示されたわけでございます。

来場者でございますけれども、述べ人数で1万6,251人。受付、これも小学校PTA連合会、中学校PTA連合会に後援をいただいておりますけれども、によるカウン

ター、あるいは御署名をしていただいた人数から割り出した数でございます。昨年度、平成17年度につきましては1万2,591人でございますので、約3,660人の市民の皆さんがふえて見学をしていただいたという状況でございます。

また、この資料にはございませんけれども、そごうの担当者の方からは、売り上げ、これは経済効果ということで考えれば、非常に貢献をしているという話も伺っているところでございます。

以上でございます。

小田原委員長　ただいまの報告について何か御質疑、御意見ございませんか。

齋藤委員　ちょっと1点だけ。報告ですから、ちなみにお伺いするんですが、「受付（小学校PTA連合会、中学校PTA連合会）」と書いてありますけれども、現実的に具体的に行っている受付の方はどういう方ですか。

中里学事課主査　实际的に当日当番として出ている部分につきましては、すべての日程で先生方がまず作品管理という部分で出ております。各部で一、二名程度です。それから、私ども教育委員会職員が随時2名交代で立ち会っております。それから、小学校PTA連合会、中学校PTA連合会につきましては、かわり番で4名、あるいは多いところで6名出ていただいて、小学校PTA連合会、中学校PTA連合会につきましては受付の方に専ら従事をしていただいて、御協力をしていただいているということでございます。

齋藤委員　私もPTAの方の出身ですので、長い間いちょうホールのところではやってきたときなんかはなかなか人が来なくて、ぜひ皆さん一堂でやれるところというのをずっと熱望していたものですから、この2年間はすばらしい実績をつくったなと思うんですね。ぜひこれがつながっていくように期待しています。

今御質問したのは、その当時、私なんかのときには受付が、なかなか先生方もお忙しくて、みんな保護者がある程度やっていたんですね。やはり土曜日や日曜日も今度はあれだけ大がかりでやっていることですから、PTAと言っているわけですから、先生方も一緒になってやっていただければいいなということでちょっと質問をしたので、そういう形で先生方の協力も得られているようなので、安心いたしました。ぜひまた来年も再来年も開かれることをお祈りしております。

小田原委員長　そのほか何かございませんか。

参加した子どもたちとか、あるいは学校の先生は、もっと展示する場所が広ければいいというふうな話というのはあったんじゃないですか。

小泉学事課長 会場が出品室の割には手狭だというようなことで、アンケートの中では会場が煩雑だというような意見もありますので、確かに出品される学校側にしてみても、もうちょっとスペースがあれば、もっとたくさんの子どもたちの作品を展示できると、そういう要望はもちろんあるかと思うんですけれども、いかんせん会場が制限されていますので、各部で出品数をより調整した中で、ああいった形でおさめたというところです。

小田原委員長 だから早く南口が開発されて、そういう広い場所が確保できるとうれいんだけれども、そういうのはできるんですかね。

小泉学事課長 今、そういう計画がありますので、もっと広い、立地的にもよくて、なおかつそういう広いスペースが確保できるような、そういう適当な場所があればぜひ積極的に利用して、もっとたくさんの子どもたちの作品が展示できる、また集客力も望めるような企画ができればというふうに考えております。

小田原委員長 私が望むのはどういうことかという、例えば学校の学芸会なんかに行きますと、自分の子どものところだけ見て入れかわっていくのが非常に多いんですね。運動会も最近そんな傾向もあるんだけれども、自分の子どもたちの出番だけを見るんじゃない、それこそさっきの生涯学習の学術、文化の振興を考えるのであるならば、場所も広くあって、自分の子どもの出番だけじゃない、ほかのところも全部見る。全部は無理としても、そういう方向をやはり行政の部分が確保してやるということが必要だろうから、そういう点での開拓をぜひ心がけていってほしいと。方向性を定めていってほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

そのほかの報告はございますか。特にありませんか。

石垣学校教育部長 事務局からはございません。

小田原委員長 委員の皆さんの方で報告はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 では、特にないようでございますので、以上で公開での審議は終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 では、以上で公開の部分の定例会を終わります。

以後は非公開となりますので、傍聴の方は御退室願います。

暫時休憩ということで、3時55分開会といたします。

【午後3時49分休憩】